



令和4年4月開所分



令和3年度 横浜市民間保育所 内装整備費補助事業

二次募集に向けた事前相談の実施

事前相談期間: 令和3年3月19日(金)~4月16日(金)

横浜市こども青少年局
子育て支援部こども施設整備課
〒231-0005
横浜市中区本町6-50-10
横浜市役所13階
TEL: 045-671-4146
内装整備費補助事業担当



令和4年4月開所に向けた事前相談について

令和3年4月中旬から実施する予定の内装整備費補助事業二次募集に向けた準備等を円滑に進めていけるよう、次のとおり事前相談を実施します。

なお、事前相談期間中にご相談いただくことで、内装整備費補助事業二次募集における事前相談を省略できることとします。

1 事前相談期間

事前相談期間	令和3年3月19日（金）～令和3年4月16日（金）
対象エリア	「整備が必要な地域」参照

※現在掲載している「整備が必要な地域」は、令和3年1月時点の一次募集のエリアに、令和3年3月時点での追加予定エリアを記載したものです。一次募集の審査状況等に応じて、エリアに変更が生じる可能性があります。4月に実施予定の二次募集においては、令和3年4月時点での「整備が必要な地域」を改めて掲載します。

【二次募集の予定】

○募集期間

第一期 令和3年4月19日（月）～5月21日（金）

第二期 令和3年6月下旬～7月上旬

※募集期間は変更になる場合があります。

2 対象案件

事前相談の対象は、内装整備費補助事業を活用し、建築物の改修等により認可保育所の整備を検討している案件です。

ア 新設認可保育所・分園の整備（新築・既存ビルの改修等）

※新設の場合は、定員20人以上とします。

※分園の場合は、原則として定員45人以下とします。

イ 既存保育所の増床・増築・改修（※）

下記条件をすべて満たす事業を対象とします。

(7) 3人以上の認可定員増が図れること。

定員増とは、増床・増築・改修を行うことによって増える定員のことであり、申請日時点の定員外入所による人数は、定員増分に含まれません。（詳細はお問い合わせください）

(4) 総事業費が税込み500万円以上であること。大型遊具は補助対象外です。

(5) 平成30年度以降に本市からの補助金を受けて保育所の建設工事や内装工事を行った施設は対象外です（増築を除く）。また、平成23年度以降に、本市からの補助金を受けて保育所の建設工事を行った施設で、躯体の一部取り壊しが発生する改修等を行う場合は対象外です（増築を除く）。 ※補助対象となるか不明な場合は、予めお問い合わせください

3 対象事業者

次の（１）～（５）の全てに該当し、法人格を有するものとします。

- （１）整備物件を確保、又は整備開始までに確保できる見込みがあること。
（貸与物件の場合は、横浜市民間保育所設置認可・確認等要綱第 16 条及び 17 条による）
- （２）次のいずれかに該当すること。
 - ア 令和 2 年 4 月 1 日において、認可保育所、幼保連携型認定こども園（※ 1）、自治体認証保育所又は横浜保育室を良好な内容で運営していること。（※ 2）
 - ※ 1 ただし、1 歳児の受け入れを行っている施設であること。
 - ※ 2 自治体認証保育所又は横浜保育室から地域型保育事業に移行した施設については、移行後の地域型保育事業の実績を含め、移行前施設種別の運営実績としてみなします。
 - イ 平成 30 年 4 月 1 日から継続して、横浜市内で地域型保育事業における事業所内保育事業又は小規模保育事業（C 型除く）を良好な内容で運営していること。
- （３）社会福祉法人以外の法人の場合は、「保育所の設置認可等について」（平成 26 年 12 月 12 日雇児発 1212 第 5 号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長）の審査基準を満たすこと。
- （４）新たに認可保育所を設置・運営するに当たって、必要な資力・信用があること。
- （５）その他、市長が不適当と認める事由を有していないこと。

4 相談方法

電話でご予約のうえ、「事前相談書」（HP に掲載）及び位置図・平面図等、計画概要がわかる書類をお持ちください。

なお、予め整備地域の保育ニーズ等についてお問い合わせいただいたうえで、「事前相談書」をご準備ください。

■ 重点整備地域・整備が必要な地域・各区の保育ニーズ に関すること

【担当窓口】 横浜市こども青少年局 保育対策課

【電話番号】 045-671-4469

【メールアドレス】 kd-hoikutaisaku@city.yokohama.jp

【担当者】 前島、奥井

■ 事前相談の予約、施設設備基準・申請手続等 に関すること

【担当窓口】 横浜市こども青少年局 こども施設整備課

【電話番号】 045-671-4146

【メールアドレス】 kd-koseibi@city.yokohama.jp

【担当者】 新規園の整備に関すること 濱島、櫻井、田淵
既存園の改修に関すること 手代森、星野

木材の積極的な活用をお願いします

横浜市では、地球温暖化の防止、循環型社会の形成、水源のかん養等のため、平成 26 年 4 月に「横浜市公共建築物における木材の利用の促進に関する方針」を定め、木材の積極的な活用を図ることとしています。

内装整備費補助事業による保育所整備では、建物の木造化や、天井、壁、床等の内装に木材を活用する“木質化”に積極的に取り組んでいただきますようお願いします。

URL：<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/archi/wood-timber/>

令和4年4月に向けた
横浜市民間保育所 整備が必要な地域一覧

この「整備が必要な地域」は暫定版です。色付き箇所地域については、一次募集の審査状況や他の整備状況等により変更となる場合があります。
二次募集の募集開始の際に、確定版の「整備が必要な地域」を改めて掲載します。

重点整備地域

区	対象エリア	区	対象エリア
港北	【日吉駅】 日吉一～四丁目、箕輪町一～三丁目、日吉本町一丁目 【綱島駅】 綱島東一～六丁目	戸塚	【戸塚駅（駅徒歩10分圏内）】 吉田町、戸塚町[①JR線線路より東側 ②国道1号（旧東海道）より西側（ただし、バスセンター前交差点から戸塚小学校入口交差点までの商業及び近隣商業地域を除く） ③戸塚小学校入口交差点より南側]、矢部町、上倉田町

整備が必要な地域

区	対象エリア	区	対象エリア
鶴見	【鶴見駅周辺（駅徒歩10分圏内）】 鶴見中央一～二丁目、豊岡町、寺谷一～二丁目 【駒岡】 駒岡一～五丁目 【寺尾地区北部】 馬場一～二丁目、馬場五～六丁目、北寺尾五～七丁目	神奈川	【ポートサイド地区周辺】 栄町、大野町、金港町、青木町、台町、神奈川一～二丁目、星野町、橋本町一～二丁目、幸ヶ谷、山内町 【新子安駅周辺（駅徒歩5分圏内）】 新子安一～二丁目、入江町一丁目、子安台一丁目 【反町駅周辺（駅徒歩10分圏内）】 上反町一～二丁目、泉町、松ヶ丘、松本町一～五丁目、栗田谷、旭ヶ丘
西	【戸部駅・高島町駅周辺】 戸部町四～七丁目、花咲町五～七丁目、戸部本町、御所山町、伊勢町三丁目、中央一丁目、平沼一～二丁目、高島二丁目 【平沼橋駅周辺（駅徒歩5分圏内）】 岡野一～二丁目、西平沼町 【西横浜駅周辺（駅徒歩5分圏内）】 浜松町、藤棚町一丁目、久保町	港北	【日吉本町駅】 日吉本町二～五丁目 【綱島駅】 綱島西一～六丁目、綱島台、綱島上町、樽町二丁目 【高田駅（駅徒歩10分圏内）】 高田東一～四丁目、高田西一～四丁目、新吉田東二～三丁目

戸塚	【東戸塚駅（駅徒歩 10 分圏内）】 品濃町、川上町、上品濃町、前田町、平戸町（環状 2 号線より西側）、名瀬町（横浜新道より東側）		
----	--	--	--

※認可定員増が図れる既存施設の増築・改修等又は新設保育所の設置については、原則「整備が必要な地域」以外で整備することはできません。

※ただし、以下の条件を全て満たす場合には、「整備が必要な地域」以外で整備が可能です。
 （条件）

- ・ 3人から10人程度の定員増が図れる既存保育所の増床・増築・改修の場合
- ・ 整備地域に一定の保育ニーズがあること
- ・ 当該区のこども家庭支援課との調整を終えていること

※詳しくは、各区こども家庭支援課にご相談ください。

※記載のないエリアについても、小規模保育事業等の募集を行うことがあります。

※定員構成については、敷地規模や地域の実情等を踏まえて横浜市との協議に応じていただきます。

【整備が必要な地域に関する問い合わせ先】

【担当部署】

横浜市こども青少年局保育対策課

【TEL】 045-671-4469

【E-MAIL】 kd-hoikutaisaku@city.yokohama.jp

【申請に関する問い合わせ先】

【担当部署】

横浜市こども青少年局こども施設整備課

【TEL】 045-671-4146

【E-MAIL】 kd-koseibi@city.yokohama.jp

認可保育所の整備にあたっては、福祉のまちづくり条例の指定施設整備基準に適合している必要があります。

ただし、1 (1)～(4)の設備については代替措置を行うこと等によって「横浜市民間保育所設置認可・確認等要綱第4条」を満たすことができます。この場合、事前にこども青少年局に相談し、代替措置等の計画書について審査・確認を受ける必要があります。

また、2 (1)～(5)の設備で同条例に定める建築物移動等円滑化基準（バリアフリー法の基準）をやむを得ず満たすことができない場合は、同条例第24条に基づく建築局の許可を得る必要があります。

いずれの手続きを行う場合でも、まずは「保育所整備における建物・設備基準の一部緩和についての計画書」（様式1）を作成し、こども青少年局こども施設整備課の各事業担当者に提出しご相談ください。

1 こども青少年局との相談等で、指定施設整備基準への適合が緩和可能な設備

対象設備	指定施設整備基準	新築	既存建築物の改修
(1) 道等から利用居室までの経路 (保育室が1・2階のみの場合)	1 (1)ア、1 (2)	階の上下移動のためのエレベーターは非設置で可 ^{※1※2}	
(2) オストメイト用水栓器具	9 (2)イ(イ)	簡易設備で可 ^{※3}	
(3) 点状ブロック	5 (1)イ、6 (1)オ、 7 (1)エ	屋内のみ設置不要	
(4) 乳幼児用便所に設ける鏡	9 (1)エ(ウ)	設置サイズの緩和	

※1 エレベーターを非設置とした場合、新たに各階層に車いす使用者用便房が必要です。ただし、構造

上やむを得ない場合に限り、条例に基づく許可により設置数を緩和することが可能です(2 (3)参照)。

※2 駐車場（車いす使用者用駐車施設）を設ける場合は緩和できません。ただし、構造上やむを得ない場合に限り、条例に基づく許可により一部の施設で非設置とすることが可能です(2 (2)参照)。

※3 簡易設備についての詳細はお問い合わせください。

2 条例に基づく建築局の許可が必要となる設備

許可を検討される方は計画の早い段階^{※1}でこども青少年局こども施設整備課（事業所管課）にご相談のうえ、代替措置の手法等について建築局市街地建築課（許可窓口）との調整を行ってください。

※1 建築局で許可の可否の判断を行うには時間を要するので、早めにご相談ください。

対象設備	建築物移動等円滑化基準	既存建築物の改修
(1) エレベーター (保育室が3階以上の場合)	8 (1)の内、ア以外	既存エレベーターで可
(2) 車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路	1 (1)ウ、1 (2)	保育室が1・2階のみの場合、エレベーター非設置で可
(3) 利用居室から車いす使用者用便房までの経路	1 (1)イ、1 (2)	設置数の緩和（1か所で可）
(4) オストメイト用水栓器具	9 (2)イ(イ)	非設置で可（代替設備要）
(5) 階段に設ける手すり (一段程度の場合)	2 (1)ウ(ウ)、6 (1)ア	非設置で可